

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年 5月31日

【会社名】 株式会社きもと

【英訳名】 KIMOTO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小林 正一

【本店の所在の場所】 埼玉県さいたま市中央区鈴谷四丁目 6番35号
(注) 2024年 7月 1日から本店は下記に移転する予定であります。
本店の所在の場所 三重県いなべ市北勢町京ヶ野新田450番地

【電話番号】 050(3154)9000

【事務連絡者氏名】 管理本部長 新上 奈美江

【最寄りの連絡場所】 埼玉県さいたま市中央区鈴谷四丁目 6番35号

【電話番号】 050(3154)9000

【事務連絡者氏名】 管理本部長 新上 奈美江

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1【提出理由】

当社は、2024年5月30日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2024年5月30日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金3円 総額 138,451,218円

ロ 効力発生日

2024年5月31日

第2号議案 定款一部変更の件（本店の所在地の変更について）

変更の理由

100年継続へ向けて、技術開発型企業としてワールドワイドの市場に適応し得る体制を更に強化することを目的とし、製造と開発のワークフロー改革を進め主力生産拠点へ機能を集約することで、情報共有の効率化、製品開発・生産の迅速化を図ってまいります。また、ファーム事業をはじめとした地域との繋がりをより深めることにより皆様とともに発展し事業継続へと繋げていくため、定款第3条（本店の所在地）に定める本店所在地を埼玉県さいたま市より三重県いなべ市に変更するものであります。

この変更につきましては、2024年7月1日をもって効力を生じるものとし、その旨の附則を設けるものであります。また、当該附則は、本店移転効力発生日経過後これを削除したいと存じます。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、木本和伸、小林正一、引場孝、山田資子、紀暁東（きしゃおとん）、首藤宣幸、伊藤麻美、根来恒男を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	301,684	14,810	0	(注) 1	可決 95.3
第2号議案 定款一部変更の件 (本店の所在地の変更について)	313,266	3,228	0	(注) 2	可決 99.0
第3号議案 取締役8名選任の件					
木本 和伸	275,469	41,034	0	(注) 3	可決 87.0
小林 正一	283,500	33,003	0		可決 89.6
引場 孝	303,130	13,373	0		可決 95.8
山田 資子	302,920	13,583	0		可決 95.7
き しゃおとん 紀 暁東	310,877	5,626	0		可決 98.2
首藤 宣幸	310,818	5,685	0		可決 98.2
伊藤 麻美	298,332	18,171	0		可決 94.3
根来 恒男	298,403	18,100	0		可決 94.3

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。
4. 議決権の数には、本総会に出席した株主の賛成、反対及び棄権の議決権の数をすべて含めております。